

## 仕 様 書

文化市民局動物園総務課

(担当 池水・藤本 電話 771-0210)

委 託 名	自家用電気工作物保安管理業務委託（京都市動物園）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>詳細は、別添「自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」のとおり</p> <p>支払方法</p> <p>以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 委託料について、甲は、四半期ごとに、当該期間の業務完了後、契約金額（税抜）の4分の1に当該期間にて適用される消費税率を加算した金額を支払うものとする。</li><li>2 乙は、委託業務の実施に先立ち、前項で示す期間ごとに、乙が実施する業務及びその経費を示した内訳書を甲に提出するものとする。</li><li>3 乙は、業務の日程等の変更に伴い、内訳書に変更が生じた場合は、速やかに内訳書を変更し、甲に提出するものとする。</li><li>4 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に乙に当該請求額を支払うものとする。</li></ol>

非常用予備発電設備以外の発電設備がない事業場用

## 自家用電気工作物保安管理業務委託

### 仕様書

## **第1条（総則）**

この仕様書は、「自家用電気工作物保安管理業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

## **第2条（目的）**

この仕様書は、電気事業法第43条第1項に基づく同施行規則第52条第2項の規定により、京都市（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、請負人（以下「乙」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする。

## **第3条（用語の定義）**

この仕様書において使用する用語は、委託契約書、電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

## **第4条（契約に係る要件）**

- 1 乙は、施行規則第52条の2の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する事業場（以下「委託事業場」という。）が複数である場合を含め、そのすべての委託事業場について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。
- 2 乙は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに甲に報告すること。

## **第5条（委託事業場の概要）**

委託事業場の概要は、別紙1のとおりとする。

## **第6条（委託する事項）**

甲の保安規程（別添）に基づき、甲が乙に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験の実施に関すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における調査及び試験に関すること。また、必要に応じて電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法その他関係法に定める官庁検査の立会いに関すること。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣等への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (7) 電気工作物の維持及び運用に必要な資料を作成すること。
- (8) 電気工作物の維持及び運用の保安についての助言及び指導に関すること。
- (9) 保安規程の内容に変更が必要な場合は、経済産業大臣等への保安規程変更届出書等の作成及び提出を行うこと。
- (10) 電気工作物が廃止される場合は、経済産業大臣等への廃止届の作成及び提出を行うこと。
- (11) 年次点検において、変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器及び遮断器等が、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうか確認を行うこと。

## 第7条（点検方法および頻度）

第6条第1項に定める定期的な点検、測定及び試験の実施は、別紙2のとおりとする。

## 第8条（連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡するための連絡責任者、発電所を設置する場合には運転責任者を選任するものとする。  
なお、設備容量が、6,000キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者は、第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。
- 3 甲は、連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

## 第9条（甲の通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更が生じた場合
- (2) 事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合
- (3) 連絡責任者及びその代務者を選任した時及びこれに変更が生じた場合
- (4) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) 委託事業場の電気工作物に変更の工事の予定がある場合

## 第 10 条（保安業務担当者等）

- 1 乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。
- 2 保安業務担当者は、施行規則に適合する者とする。
- 3 乙が、施行規則第 52 条の 2 第 1 号に掲げる事業者の区分（以下「個人事業者」という。）に属する場合、保安業務担当者は、病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、乙の指定する電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付を受けた者（以下「代行者」という。）をもって、保安管理業務を代行させることができるものとする。
- 4 乙が、施行規則第 52 条の 2 第 2 号に掲げる事業者の区分（以下「法人」という。）に属する場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面をもつて甲に報告すること。  
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- 6 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- 7 甲は、乙と委託契約を締結するにあたり、乙の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- 8 保安業務担当者等及び補助者は点検等を行う際、甲に身分証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

## 第 11 条（業務管理）

- 1 保安業務担当者は、業務の技術上の管理を司るほか、業務の実施中は契約の履行に関し業務現場において、その運営及び取締りを行う。
- 2 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保安業務担当者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が設けられた場合は、これに協力する。
- 3 乙は、業務現場において業務に関し、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
- 4 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について、関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の各号を守らなければならない。
  - (1) 第三者に災害をもたらしてはならない。
  - (2) 公害の防止に努める。
  - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害の発生するおそれのある場合の処置

については、甲と協議する。

- 5 乙は、業務の実施に伴い、機器等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 6 乙は、業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

## 第 12 条（委託範囲の原則）

保安業務担当者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
  - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
  - イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
  - ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
  - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
  - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
  - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
  - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
  - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
  - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
  - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

### 第 13 条（低圧絶縁監視装置）

- 1 乙は、保安管理業務の実施に伴い、低圧絶縁監視装置を設置することができる。ただし低圧絶縁監視装置とは、低圧電路（440V以下）の絶縁状況を、乙の情報監視センター等において 24 時間監視する装置である。
- 2 低圧絶縁監視装置から警報が出た場合（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して 5 分以上受信した場合、又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合）は、乙は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務担当者等に指示し、次の各号の措置を行うものとする。
  - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。
  - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。
- 3 低圧絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験鉗による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を毎年 1 回以上（年度当初）行うこと。また、常に正常に稼働するように乙の責任の下でメンテナンスを行うこと。
- 4 乙は、この契約が消失したときは低圧絶縁監視装置を撤去すること。
- 5 甲は、低圧絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線等既設設備の利用について便宜を供する。
- 6 低圧絶縁監視装置の仕様及び設置は、次の各号による。
  - (1) 対象 低圧回路・24時間監視
  - (2) 検出方式 Igr 方式・Io 方式・Ior 方式
  - (3) 検知箇所 各変圧器の B 種接地工事接地線
  - (4) 許容誤差 警報に対する装置の許容誤差は±10パーセント以内とする。
  - (5) 伝送方法 警報が出た場合は、その警報を乙に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものであること。

### 第 14 条（費用負担）

次の各号については、乙の負担とする。

- (1) 点検、測定及び試験に伴う一切の費用
- (2) 機械器具等に要する費用
- (3) 業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用
- (4) 関係官庁への諸手続き及び報告に要する費用
- (5) 点検報告書等、甲への報告に要する費用
- (6) 応急処置の費用
- (7) 絶縁監視装置の費用
- (8) 縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用
- (9) 絶縁監視装置の通信に係る一切の費用

## **第 15 条（連絡方法等）**

- 1 乙は、甲からの連絡のため、保安業務担当者が勤務する事務所に電話を所有し、かつ、保安業務担当者が不在の場合において、居所に確実に連絡できる連絡体制を定めること。
- 2 乙は、業務に先立ち、甲に対し、前項の事務所の所在地、電話の番号及び連絡体制をあらかじめ書面で提出すること。

## **第 16 条（日程等）**

- 1 乙が定期的に行う点検の日程及び時間帯については、連絡責任者と協議のうえ、決定すること。
- 2 甲及び乙は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

## **第 17 条（停電作業）**

乙は、点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範囲などを甲に連絡し、協議すること。

## **第 18 条（報告）**

- 1 乙は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に点検報告書を甲に提出すること。
- 2 点検報告書の様式は、電気事業法に基づき甲が定めた保安規程の様式以外は、原則として乙の様式とするが、甲にあらかじめ見本等を提出し、承諾を受けるものとする。
- 3 乙は、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは図面、写真等を点検報告書に添付するとともに、連絡責任者に修理・改造等を指示又は助言すること。
- 4 年次点検報告書には、電気工作物の配置図（P D F 形式）、単線結線図（P D F 形式）、機器台帳（マイクロソフト社エクセル形式）の電子データを添付することし、配置図及び単線結線図は保安規程で規定する様式、機器台帳は甲の指定する様式で作成すること。
- 5 乙は、あらかじめ甲と協議した期間ごとに、委託事業場の不具合項目をまとめた報告書を作成し、甲に提出すること。
- 6 乙が、甲に提出する報告書等の部数は、原則として2部とする。ただし、甲の求めがあった場合はこの限りではない。

## **第 19 条（記録の保存）**

- 1 甲乙共に定期的に行う点検の結果を確認及び記録し、3年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が3年を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。

2 甲は、乙に記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

## 第 20 条（緊急時の措置）

電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、1 時間以内に当該事業場に到着すること。やむを得ない事情がある場合でも、2 時間以内には必ず到着すること。
- (2) 甲乙協議により、あらかじめ定めた関係各所に必要な連絡を行うこと。
- (3) 現状を確認のうえ、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。
- (4) 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示又は助言を行う。また、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

## 第 21 条（機械器具等）

1 乙は、施行規則第 52 条の 2 第 1 号ハ及び第二号ロに規定されている機械器具を所有し、定期の校正試験、誤差確認試験等により適正に保つこと。

なお、委託事業場が、太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場のみの場合、騒音計、振動計、回転計を所有することを要しない。また、乙が、必要な場合に使用し得る措置を講じている場合には、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を所有することを要しない。

2 乙は、絶縁用保護具等を所有すること。また、それらを、労働安全衛生規則に基づく定期自主検査及び使用前点検により適正に保つこと。

3 乙は、第 1 項により実施した試験記録を 1 年間、第 2 項により実施した検査記録及び点検記録を 3 年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が本仕様書で規定する保存年数を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。

4 甲は、乙に前項の記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

## 第 22 条（協力義務）

1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定

した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、乙の意見を尊重するものとする。

3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

### 第 23 条（関連業務の調整）

1 甲は、乙の業務及び甲の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。

2 甲は、前項の規定により必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

### 第 24 条（業務の引継ぎ）

乙は、業務の完了に伴い、甲が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、甲の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを行うこと。

### 第 25 条（契約の解除）

1 甲は、委託事業場のすべてが次の各号のいずれかに該当した場合、契約を解除することができる。

- (1) 委託事業場の電気工作物が廃止された場合
- (2) 委託事業場の電気工作物が一般用電気工作物となった場合
- (3) 受電電圧が 7, 000 ボルトを超えた場合
- (4) 発電所の出力が 1, 000 キロワットを超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトを超えた場合

2 甲は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、点検を実施した月までの金額を支払うものとする。

### 第 26 条（契約の変更）

1 甲は、次の各号に掲げる委託事業場の数の区分に応じ、当該各号の場合において契約を変更することができるものとする。

- (1) 委託事業場の数が一の場合
  - ア 設備容量を変更した場合
  - イ 受電電圧を変更した場合
  - ウ 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
  - エ 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
  - オ 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧を変更した場合
  - カ 保安規程を変更した場合

(2) 委託事業場の数が二以上の場合

- ア 委託事業場の一以上が前号のアからカに該当した場合
- イ 委託事業場の一以上全数未満が第 25 条の各号に該当した場合

2 甲は、前項の場合、変更内容に応じ契約金額を増減するものとする。

**第 27 条（支払条件）**

本件について、施行規則第 52 条第 2 項の規定による、経済産業大臣の承認が得られたことを甲が確認した後、適正な請求に基づき、契約金額を支払う。

**第 28 条（損害賠償）**

1 甲は、次の各号のいずれかの規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の要件を満たさなかったとき。
- (2) 第 4 条第 1 項の要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- (4) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (5) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (6) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になつたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

2 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

4 甲は、第 1 項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了しないまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

5 第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

6 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

**第 29 条（その他）**

乙は、点検等により、立ち入る場所については、あらかじめ連絡責任者と協議しておくこととする。

## 委託事業場とその概要

事 業 場		需 要 設 備					需 要 設 備 の 現 状 (参考) <sup>(注2)</sup>		年次点検 が可能な 曜日時間 等 <sup>(注1)</sup>
		非常用予備発電設備			設 備 容 量 (kVA)	受 電 電 壓 (V)	発電機 定 格 容 量 (kVA)	発電機 定 格 電 壓 (V)	原動機 の種類
名 称	所 在 地	月 次 点 檢 の 頻 度	遠 隔 监 视 装 置 の有無						
京都市動物園	京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内	1, 200	6, 600	—	—	—	毎月	無	

(注1) 記載無き場合は、平日、9:00－17:00で実施可能とする(詳細は、連絡責任者との協議によること)。

略称は次による。”土”…土曜日に実施。”日”…日曜日に実施。”祝”…祝日に実施。”朝”…早朝に実施。”夜”…夜間に実施。

曜日若しくは時間帯のみが記載の場合は、記載無き事項においては、平日若しくは9:00－17:00とする。

(注2) 「需要設備の現状(参考)」の欄は、仕様書作成時点での月次点検の頻度等について、参考のため記載しているものであり、契約期間における点検頻度を保証するものではない。

また、遠隔監視装置は、同時点で、甲が保安管理業務委託についての契約を締結している者が、当該事業場において設置している装置であり、その者との契約が消失した場合、撤去されるものである。

## 定期的な点検、測定及び試験の実施基準

### 第1条（点検内容）

定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験は、甲が実施する日常巡視点検と、乙に委託する月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検の四種点検とする。

- (1) 日常巡視点検、月次点検、年次点検、工事期間中点検の点検、測定及び試験の内容は保安規程（別添）による。
- (2) 乙は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかつたか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- (3) 臨時点検は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合等、点検が必要な設備について、必要な点検を行うこと。

### 第2条（点検周期）

月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検は、次の各号の周期により実施すること。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 月次点検    | 隔月1回（低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件 <sup>(注)</sup> を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあっては、低圧絶縁監視装置を設置し、条件 <sup>(注)</sup> を満たした事業所に適用する）<br>毎月1回（隔月1回点検の条件 <sup>(注)</sup> を満たしていない事業場に適用する） |
| (2) 年次点検    | 毎年1回  |
| (3) 工事期間中点検 | 毎週1回以上  |
| (4) 臨時点検    | 必要なとき   |

（注）条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）による。

### 第3条（清掃）

年次点検の実施に伴い、保安の確保のために必要な清掃を実施すること。

## 自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

- 1 乙は、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告する。報告を受けた甲は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。  
また、技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言すること。
  - (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下、「定期点検」という。）を行う。
  - (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。
  - (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
  - (4) 法令に基づく立入検査への立合い
  - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
  - (6) その他、乙がこの契約を履行するために必要な事項
- 2 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は別表「点検基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行います。
- 3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、別表「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。
- 4 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。
  - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
    - ①建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
    - ②消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
    - ③労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
    - ④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）
    - ⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
  - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物
    - ①立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
    - ②情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
    - ③衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

- ④機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
  - ⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5 別表「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施します。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。
- (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。ただし、信頼性が高く、かつ、別表「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲、乙協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとします。また、年次点検は当該月の月次点検を含む。
- (3) 前項の信頼性が高く、かつ、別表「点検基準」と同等と認められる点検とは、同別表備考において示した点検をいう。
- (4) 定期点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。
- (5) 定期点検時には別表「点検基準」に記載の点検のほか、甲に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。